

熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）新旧対照表

旧	新
<p>(地方活力向上地域内における県税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第 4 条の 14 地方活力向上地域内において地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業の実施に関する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税を課税しない。ただし、事業税又は固定資産税については、課税しない措置(固定資産税については市町村による課税免除又は不均一課税の措置を含む。)がされた最初の年度以降 3 箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 認定事業者(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成 27 年総務省令第 73 号。以下この号において「総務省令」という。)第 1 条に規定する公示日(以下この項及び次項において「公示日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間に地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の規定による認定を受けた者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日(同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日)までの間に、総務省令第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備(以下この項及び次項において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この項及び次項において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものに限る。)のうち当該特別償却設備に係るものとして総務省令第 3 条の規定により計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(地方活力向上地域内における県税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第 4 条の 14 地方活力向上地域内において地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業の実施に関する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税を課税しない。ただし、事業税又は固定資産税については、課税しない措置(固定資産税については市町村による課税免除又は不均一課税の措置を含む。)がされた最初の年度以降 3 箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 認定事業者(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成 27 年総務省令第 73 号。以下この号において「総務省令」という。)第 1 条に規定する公示日(以下この項及び次項において「公示日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間に地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の規定による認定を受けた者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日(同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日)までの間に、総務省令第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備(以下この項及び次項において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この項及び次項において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものに限る。)のうち当該特別償却設備に係るものとして総務省令第 3 条の規定により計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

1 (略)

2 平成18年4月1日から令和5年3月31日(第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあつては、令和8年3月31日)までの間に第4条の4第1項第2号及び第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合(当該取得について、この条例において定める不動産取得税の不均一課税の適用がある場合に限る。)における不動産取得税の税率は、第4条の4第1項第2号及び第4条の14第2項第1号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。

附 則

1 (略)

2 平成18年4月1日から令和5年3月31日(第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあつては、令和9年3月31日)までの間に第4条の4第1項第2号及び第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合(当該取得について、この条例において定める不動産取得税の不均一課税の適用がある場合に限る。)における不動産取得税の税率は、第4条の4第1項第2号及び第4条の14第2項第1号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。